

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示

- ・ 海岸保全区域の指定
- ・ 港湾隣接地域の指定

所管課（室）名  
港 湾 課  
”

## 告 示

### 長崎県告示第640号の2

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。  
関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸	地 区 海岸名 島 名	地 先 海岸名 島 名	指 定 区 域																												
五島	福江港	大津	大津	<p>次の基点1から基点4まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ直線、補助点1から補助点3まで順次直線で結んだ線、及び基点4と補助点3を結んだ直線により囲まれた区域。</p> <p>基準点 長崎県五島市下大津町708番44地内道路敷きに設置された3級基準点(10A60) (北緯：32度41分24.3969秒、東経：128度51分21.4754秒)</p> <p>陸域の標示</p> <table border="1"> <tr> <td>基点1</td> <td>基準点から</td> <td>23度44分43秒</td> <td>212.485mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点2</td> <td>基点1から</td> <td>166度26分09秒</td> <td>45.648mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点3</td> <td>基点2から</td> <td>178度33分14秒</td> <td>643.097mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点4</td> <td>基点3から</td> <td>88度33分15秒</td> <td>103.000mの標示杭</td> </tr> </table> <p>水域の標示</p> <table border="1"> <tr> <td>補助点1</td> <td>基点1から</td> <td>76度26分13秒</td> <td>103.000mの地点</td> </tr> <tr> <td>補助点2</td> <td>基点2から</td> <td>82度29分43秒</td> <td>103.578mの地点</td> </tr> <tr> <td>補助点3</td> <td>基点4から</td> <td>358度22分59秒</td> <td>39.731mの地点</td> </tr> </table>	基点1	基準点から	23度44分43秒	212.485mの標示杭	基点2	基点1から	166度26分09秒	45.648mの標示杭	基点3	基点2から	178度33分14秒	643.097mの標示杭	基点4	基点3から	88度33分15秒	103.000mの標示杭	補助点1	基点1から	76度26分13秒	103.000mの地点	補助点2	基点2から	82度29分43秒	103.578mの地点	補助点3	基点4から	358度22分59秒	39.731mの地点
基点1	基準点から	23度44分43秒	212.485mの標示杭																													
基点2	基点1から	166度26分09秒	45.648mの標示杭																													
基点3	基点2から	178度33分14秒	643.097mの標示杭																													
基点4	基点3から	88度33分15秒	103.000mの標示杭																													
補助点1	基点1から	76度26分13秒	103.000mの地点																													
補助点2	基点2から	82度29分43秒	103.578mの地点																													
補助点3	基点4から	358度22分59秒	39.731mの地点																													

### 長崎県告示第640号の3

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第1項の規定に基づき、港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和5年10月20日

福江港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

指定区域

- ① 位置  
長崎県五島市下大津町708番38から下大津町536番2に至る区域。
- ② 区域  
次の基点1から基点4まで順次直線で結んだ線、基点1から256度26分に引いた線、基点4から358度22分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。
- ③ 基準点  
長崎県五島市下大津町708番44地内道路敷きに設置された3級基準点(10A60)  
(北緯：32度41分24.3969秒、東経：128度51分21.4754秒)

④ 陸域の標示

基点1	基準点から	23度44分43秒	212.485mの標示杭
基点2	基点1から	166度26分09秒	45.648mの標示杭
基点3	基点2から	178度33分14秒	643.097mの標示杭
基点4	基点3から	88度33分15秒	103.000mの標示杭

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)  
二一一  
二一一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市  
権島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト